

付則 明細図作成要領

1 目的

この要領は、本市が行う地図整備事業において登記を申請（嘱託）するに当り、対象範囲の土地の情報を所定の様式で図化して提出する必要があるため、図面の様式及び作製方法を定めるものである。

2 適用範囲

本要領は、本市の地図整備事業及び地図整備事業と同等の「集団和解方式」で実施する測量業務において作成する「明細図接続一覧図」及び「明細図」に適用する。

3 基本事項

明細図とは、測量の結果について土地所有者の承諾により確定した情報の集合体であるので、明細図を構成する情報（データ）及び計算書、並びに電子データ類を成果とする。

(1) 明細図の図郭

図郭の割付け及び図郭番号については、道路等で区画された街区単位で作成することを標準とするが、登記所から特別の指示がある場合はそれに従うこと。

(2) 明細図データファイルの形式

- ① 明細図は、S X F (p21) 形式 Ver. 2.0 レベル2以上で作成すること。
- ② 明細図のレイヤ構成及び線・文字等の属性等は、国土交通省が定めるC A D 製図基準(案)、及びC A D 製図基準に関する運用ガイドライン(案)に準拠するものとする。
- ③ 明細図の色指定については、次のとおりとする。
 - S X F (p21) 形式：指定しない。
 - P D F 形式：白地に黒のモノクロ（2値）とする。
- ④ 作成した図面データファイルは、S X F ブラウザで仕上りを確認し、S X F (p21) 形式及びP D F 形式で納品するものとする。

4 明細図の作成

(1) 明細図は、次に定める様式で作成すること。

① 明細図接続一覧図（様式30号）

縮尺1/2500の現況図を背景として、各明細図の図郭線及び図郭番号を記載すること。

② 明細図（様式31号）

縮尺1/500の地番図に、地番、辺長、及び座標軸等の情報を記載すること。また、複数の図郭に分割される土地の地番については、それぞれの明細図に記載するものとし、辺長についてはカッコ付きで記載するものとする。

(2) 図面は、様式の上側が北方向となるように描画すること。

(3) 図中の余白に拡大図を記入する場合の縮尺については、状況に応じた任意の縮尺とするが、

札幌市地図整備事業作業要領

拡大図の付近に縮尺を明記すること。

- (4) 登記の申請を除外した土地については、描画しないものとする。
- (5) 一筆のみ訂正未済となり、やむを得ず周囲の土地の形状から筆界が描かれる場合は、当該地内に辺長を記載せず、地番の下に「訂正未済」と付記すること。

様式 30号 明細図接続一覧図

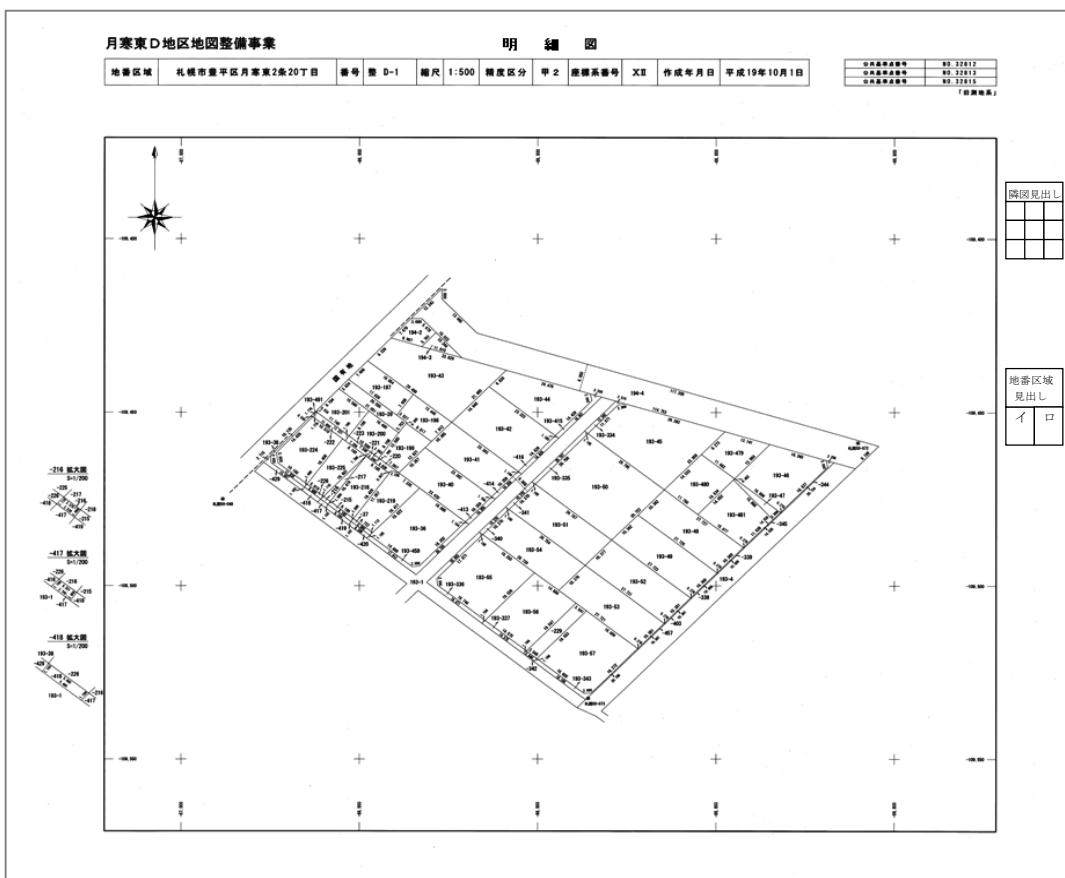


留意事項

- ① 地図情報レベル 2500 の札幌市現況図を背景とすること。
- ② 余白部分に方位記号と縮尺（定規）を記入すること。
- ③ 座標軸と背景図の方向を合わせること。
- ④ 対象範囲の輪郭を明細図ごとに黒太線で囲み、図郭番号を記入すること。
- ⑤ 図面を出力する際の設定は以下のとおりとすること。
 - (1) 図面サイズは、B2を標準とする。
 - (2) 内枠は、タテ 50 セン × ヨコ 60 センとする。
 - (3) 作図領域は、タテ 40 セン × ヨコ 50 センとする。

札幌市地図整備事業作業要領

様式 3 1 号 明細図



(座標軸と図郭の方向を合わせ、街区単位で作図した例)

留意事項

- ① 作図領域内に、50 ドルメッシュで座標軸を記入し、座標軸の交点は全長 6 ミリの実線が交差した十字で記入すること。
- ② 作図領域内の座標軸両端に平面直角座標系（XII系）に基づく座標値を記入すること。
- ③ 拡大図が必要となる場合は、作図領域外側の余白部に記入すること。
- ④ 条丁目界の行政区画については、太点線で明示すること。
- ⑤ 図葉中に図根点がある場合は、成果に基づいて位置を明示「◎」するとともに、名称を記入すること。
- ⑥ 街区中にやむを得ず登記を申請出来ない土地がある場合は、辺長を記載せず、地番の下部に「訂正未済」と付記すること。
- ⑦ 複数の図用にまたがる土地がある場合は、分割線で明確に分け、地番に（1/2）及び（2/2）と加えるとともに、辺長の数字をカッコ付きで記入すること。
- ⑧ 図面を出力する際の設定は以下のとおりとすること。
 - (1) 図面サイズは、B2 を標準とする。
 - (2) 内枠は、タテ 50 セン × ヨコ 60 センとする。
 - (3) 作図領域は、タテ 40 セン × ヨコ 50 センとする。